

鳥インフルエンザ今期シーズン半ば！ 家きんの健康観察と早期通報について

高病原性鳥インフルエンザについて、令和3年度シーズン、既に国内では9県において15事例の発生があり、防疫措置により100万羽を超える家きんが殺処分となっています。

令和4年1月26日に千葉県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患者が確認されたあひる農場においては、「産卵率低下、食欲不振及び緑色便の症状」が見られた旨の通報から、検査を経て本病の特定に至りました。このことから、家きん飼養者の皆様には改めて次のことに留意の上、防疫対策の継続をお願いします。

○飼養家きんの綿密な健康観察

○死亡の増加はなくとも、

産卵率低下、食欲不振、元気消失等の普段とは異なる症状を認める場合は、速やかに家畜保健衛生所へ報告してください

○引き続き、飼養衛生管理を徹底

<特に以下の予防対策の徹底と再確認を>

- ・ 飼養する家きんの異状の有無の確認
- ・ 異常家きん発生時の早期通報の徹底
- ・ 防鳥ネット・壁・金網等の破損箇所の再確認と修繕
- ・ 長靴や車両の消毒等を行い、ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場及び家きん舎内への侵入防止対策を徹底
- ・ 農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 090-7205-0895
県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 090-7205-1402
県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 090-7205-1826